

攻めの農業実践緊急対策事業 業務方法書（愛知県農業再生協議会）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この業務方法書は、愛知県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う攻めの農業実践緊急対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営に関する基本方針）

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、交付要綱、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって東海農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第2に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従って、地域農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産大臣依命通知。以下「直接支払推進要綱」という。）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会。以下「地域協議会」という。）、実施要領第2の2で定める再編事業者に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

第2章 攻めの農業実践緊急対策事業の実施

（県実施方針兼基金造成計画書）

第3条 県協議会長は、実施要領第2の6に定めるところにより県実施方針兼基金造成計画書を作成し、東海農政局長の承認を受けるものとする。

（愛知県事業計画）

第4条 県協議会長は、実施要領第4の1の（1）のアに定めるところにより県事業計画を作成し、東海農政局長の承認を受ける。

（地域事業計画）

第5条 地域協議会長は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第4の1の（2）のアに基づき別紙様式第1号により地域事業計画を作成し、県協議会長に提出するものとする。

2 県協議会長は、提出された地域事業計画の内容について実施要綱、実施要領等に照

らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、県事業計画に反映するものとする。

- 3 県協議会長は、県事業計画について東海農政局長の承認を受けた後、別紙様式第2号により県事業計画に含まれた地域事業計画を承認するものとする。
- 4 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するものとする。

(集出荷・加工処理合理化プラン)

第6条 別表1で定める再編事業者は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領第4の1の(3)のアに基づき別紙様式第3号により集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書(以下「集出荷・加工処理合理化プラン」という。)を作成し、地域協議会を經由して県協議会長に提出するものとする。

- 2 再編事業者は、集出荷・加工処理合理化プランを提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額(消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。
- 3 地域協議会長は、前項に基づき提出のあった集出荷・加工処理合理化プランの内容について、審査を行い、意見を付して、当該プランを県協議会長に提出するものとする。
- 4 県協議会長は、提出された集出荷・加工処理合理化プランの内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、県事業計画に反映するものとする。
- 5 県協議会長は、県事業計画について東海農政局長の承認を受けた後、別紙様式第4号により県事業計画に含まれた集出荷・加工処理合理化プランを承認するものとする。

(地域事業計画及び集出荷・加工処理合理化プランの変更)

第7条 地域事業計画及び集出荷・加工処理合理化プランに、以下に掲げる重要な変更を加える場合は、実施要領第4の1の(2)のア及び(3)のアに基づき、第5条及び第6条の規定に準じて手続きを行うものとする。

- ① 取組の中止又は廃止
- ② 事業実施主体の変更
- ③ 事業費(事務費を含む)の3割を超える増減
- ④ 取組の明細の変更・追加・削除(取組名称の変更等、取組の内容に実質的な変更のないものを除く。)

(取組計画書兼取組参加者助成金申請書等)

第8条 地域協議会長は、実施要領第4の2の(1)及び(2)により効率的機械利用体系構築事業取組計画書兼取組参加者助成金申請書(以下「生産効率化プラン」という。別紙様式第5号)及び高収益品目等導入支援事業取組計画書兼取組参加者助成金

申請書（以下「高収益プラン」という。別紙様式第6号）を、必要に応じて本事業の交付の対象となり得る者に配布し、一定の申請期間を設けた提出期限を定めるものとする。

- 2 実施要領第2の3で定める助成対象者（以下「取組参加者」という。）は、別表1のとおりである。取組参加者は、地域事業計画で定めた取組の実施に必要な経費について、生産効率化プラン又は高収益プランを作成し、当該取組を定めた地域協議会に提出するものとする。
- 3 取組参加者は、生産効率化プラン又は高収益プランを提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請しなければならない。
- 4 地域協議会長は、生産効率化プラン及び高収益プランの申請を受けるに当たって、申請者に対して、当該助成金の授受に関して必要な以下の事項についての承諾を得なければならない。
 - ① 地域協議会長又は県協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。
 - ② 当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。
 - ③ 上記①、②及び実施要綱、実施要領等に定められた要件を満たさないことが判明した場合、助成金を返還すること。
 - ④ 個人情報の取扱いに関する事項
- 5 地域協議会長は、取組参加者から生産効率化プラン及び高収益プランの提出があった場合には、審査を行い、その内容が地域事業計画等に照らして適当である場合は、これを承認し、生産効率化プラン及び高収益プランの提出者に別紙様式第7号により通知するものとする。

また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式8号によりその結果を通知するものとする。

なお、生産効率化プラン及び高収益プランの検査・審査に当たっては、市町村及び愛知県に属する補助事業に精通した者や取組計画の内容に関する専門的知識を有する者が主となり実施するなどその精度を高めるように努めるものとする。
- 6 地域協議会長又は県協議会長は、計画していた額以上の申請があった場合には、地域事業計画又は県事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき、取組参加者の優先順位の決定や助成率の調整等を行い、生産効率化プラン及び高収益プランの提出者に別紙様式第7号によりその結果を通知するものとする。

また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式第8号によりその結果を通知するものとする。
- 7 地域協議会長は、地域協議会の構成団体から取組参加者として申請があった場合は、当該申請に係る要件確認及び選定等に当該団体の者を関与させてはならないものとする。

（生産効率化プラン及び高収益プランの変更）

第9条 生産効率化プラン及び高収益プランに、以下に掲げる重要な変更を加える場合

は、実施要領第4の2の(1)のウ及び(2)のウに基づき、別紙様式第9号を地域協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- ① 取組の中止又は廃止
- ② 取組参加者の変更
- ③ 事業費の3割を超える増減
- ④ 取組の明細の変更・追加・削除

2 地域協議会長は、審査を行い、変更内容が適当である場合は、これを承認し、申請者に対して別紙様式第10号-1により通知するものとする。

また、変更内容が不適と判断された場合は、別紙様式第10号-2によりその結果を通知するものとする。

(攻めの農業実践緊急対策事業に係る事業の執行)

第10条 県協議会及び地域協議会は、県事業計画又は地域事業計画において自らが取組を行うこととしている場合には、東海農政局又は県協議会より承認を受けた後、当該事業計画に基づいて取組を行うものとする。

(概算払の請求)

第11条 地域協議会は、自ら行う取組及び事務費に限り、県協議会に別紙様式第11号により概算払請求を行うことができるものとする。

(取組報告書兼取組参加者助成金請求書)

第12条 第8条第5項又は第6項により生産効率化プラン及び高収益プランの承認を受けた取組参加者又は取組参加者と共同で申請した者(以下「共同申請者」という。)は、地域協議会長又は県協議会長が定める提出期限までに、第8条第5項又は第6項により通知された額の範囲内で、取組の実施に必要な経費について、別紙様式第12号-1又は第12号-2により当該承認を受けた協議会に請求を行うものとする。

(備考)

取組報告書兼助成金請求書に係る提出期限については、地域協議会又は都道府県事業計画における取組内容を勘案し、適宜定めるものとする。その際、複数回に分けても構わない。ただし、最後の期日については、実施状況報告書の作成に必要な期間を勘案して設定する。

(地域事業計画及び集出荷・加工処理合理化プランに係る協議会等助成金の請求)

第13条 地域協議会長は、第12条に基づき生産効率化プラン及び高収益プランに係る取組報告書兼取組参加者助成金請求書(以下「助成金請求書」という。)の提出があった場合には、別に定める検査調書を参考に検査を行い、その内容が実施要綱及び実施要領等に照らして適正であると認めた場合は、地域協議会が自ら行う取組の実施に必要な経費と合わせて請求額を取りまとめ、また、県協議会の委託により県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を行う場合にあっては当該事務に係る必要額を加えて、検査調書(様式任意)を添付の上、別紙様式第13号-1により県協議会

長に請求を行うものとする。

- 2 地域協議会長は、地域事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の調整方法」により助成率等を調整する必要がある場合には、それに従い、助成率等の調整を行うものとする。
- 3 再編事業者は、第6条第5項により承認を受けた集出荷・加工処理合理化プランに定める取組を実施した場合は、別に定める検査調書を参考とした地域協議会による検査を受けた後、別紙様式第13号-2により県協議会長に協議会等助成金の請求を行うものとする。
- 4 再編事業者が県協議会長に協議会等助成金の請求を行うに当たり当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額を減額して請求しなければならない。

(攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の支払)

第14条 県協議会長は、地域協議会長から第11条又は第13条第1項の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第18条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を地域協議会に交付するとともに、地域協議会長に当該交付額を別紙様式第14号-1により通知するものとする。ただし、地域協議会長から直接支払の依頼があった場合は、県協議会長は、当該助成金の支払を地域協議会長に代わって、助成金請求書の提出者へ直接支払うことができるものとし、その場合には、助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第15号により通知するとともに、地域協議会長に当該交付額の合計を別紙様式第14号-1により通知するものとする。この場合、地域協議会長は第2項の交付及び通知を省略することができるものとする。

- 2 地域協議会長は、県協議会長から前項の協議会等助成金を交付された場合には、遅滞なく助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、交付額を別紙様式第15号により通知するものとする。
- 3 県協議会長は、再編事業者から第13条第3項の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第18条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を再編事業者に交付するとともに、再編事業者に当該交付額を別紙様式第14号-2により通知するものとする。

(事務費)

第15条 東海農政局長から承認をうけた県事業計画に係る事務に要する経費及び県協議会の承認を受けた地域事業計画に係る事務に要する経費を助成の対象とする。

- 2 助成対象となる事務費の範囲については、別表2のとおりとする。
- 3 地域協議会の事務費は、地域事業計画額の1パーセント又は50万円のいずれか大きい額に相当する額以内とする。
- 4 県協議会は、県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を地域協議会が行う場合、当該事務費を県協議会の事務費として、当該地域協議会からの請求に応じて支払うものとする。
- 5 地域協議会長は、第11条に基づき概算払請求した事務費について、残余がある場合は、別紙様式第13号-3により返還手続きを行うとともに、直ちに県協議会に返納し

なければならない。

(助成金の返納)

第16条 本事業に係る取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者は、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該助成金の全部又は一部をその交付を行った地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。

2 地域協議会又は県協議会は、取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者が、実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、地域協議会又は県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組参加者又は共同申請者に送付しなければならない。

3 前項により返納を命じられた取組参加者又は共同申請者は、定められた期日までに当該助成金を地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。

4 第1項により返納があった地域協議会は、当該返納の額を速やかに県協議会に返納しなければならない。

5 県協議会は、協議会等助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業者が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長又は再編事業者に送付しなければならない。

6 前項の助成金の返還を命じられた地域協議会長又は再編事業者は、前項の期日までに命じられた額を県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長又は再編事業者は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができるものとする。この措置を求める場合には、地域協議会長又は再編事業者は、期日までに返納できない理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

7 県協議会長は、地域協議会長又は再編事業者より前項の期日の延長を求める申請があった場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長及び再編事業者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を当該地域協議会長又は再編事業者に通知するものとする。

8 県協議会長は、地域協議会又は再編事業者が第6項の返納を第5項の返還の期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第6項の期日に第6項の書面の提出を県協議会長が受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会又は再編事業者への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、東海農政局長

からとるべき措置について指示を受け、その指示の内容について県協議会の総会の議決を得て、実施しなければならない。

- 9 第1項又は第6項により返納があった県協議会は、速やかに東海農政局長へ報告し、国への返納手続等について指示を受けるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第17条 第8条第5項により生産効率化プラン及び高収益プランの承認を受けた取組参加者は、事業の遂行が困難になった場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を別紙様式第9号により、速やかに承認を受けた地域協議会に提出してその指示を受けなければならない。

- 2 第5条第3項により地域事業計画の承認を受けた地域協議会及び第6条第4項により集出荷・加工処理合理化プランの承認を受けた再編事業者は、事業の遂行が困難となった場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を別紙様式第1号又は第3号により、速やかに県協議会へ提出してその指示を受けなければならない。

第3章 基金の管理

(基金の管理)

第18条 県協議会は、要綱第5の1の基金造成事業により造成した基金について攻めの農業実践緊急対策基金（以下「基金」という。）として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

- 2 県協議会は、基金を東海農政局長の承認を受けた県事業計画に係る県協議会が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の用途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。
- 3 県協議会は、第1項の基金から助成金を交付した事業実施主体ごとに助成金の交付対象となった取組の収支を明確にしておかなければならない。
- 4 県協議会は、第1項の基金を（愛知県信用農業協同組合連合会）・（普通預金（無利子））により管理する。
- 5 県協議会長は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について東海農政局長の指示を受けるものとする。

第4章 報 告

(事業実施状況の報告)

第19条 地域協議会長等及び再編事業者は、別紙様式第16号により本事業の実施状況報告書を作成し、目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度の6月16日までに県協議会長に報告するものとする。

(事業の評価)

第20条 県協議会長は、実施要領第5の2の事業評価報告書の作成に当たっては、本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者及び共同申請者、地域協議会並びに再編事

業者に対して、実施した取組による効果の発現状況の報告を求めることができるものとする。

第5章 雑 則

(事業実施期間)

第21条 本事業の事業実施期間は、平成26年2月6日から平成27年3月31日までとする。
ただし、実施要綱の改正により、事業実施期間の変更があった場合には、それに従うものとする。

(財産の管理等)

第22条 県協議会及び地域協議会は、取組参加者及び共同申請者並びに再編事業者に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第16条に準じて国に納付させることがある。

(帳簿の備付け等)

第23条 県協議会、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業者並びに取組参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 県協議会長は、必要に応じて、地域協議会長及び再編事業者に対し、協議会等助成金に係る経理内容を調査し、県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第24条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東海農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東海農政局長の承認のあった平成26年3月24日から施行する。

別表 1

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領第2の2及び3で定める再編事業者及び助成対象者

事業名	事業実施主体・助成対象者	
集出荷・加工処理体制 合理化推進事業	再編事業者	1 農業協同組合連合会
		2 農業協同組合
		3 民間事業者 ^{※1}
		4 公社 ^{※2}
		5 事業協同組合連合会及び事業協同組合
		6 再編協議会 ^{※3}
効率的機械利用体系構築事業 及び 高収益品目等導入支援事業	助成対象者 (取組参加者)	1 農業者
		2 農事組合法人 ^{※4}
		3 農事組合法人以外の農業生産法人 ^{※5}
		4 特定農業団体 ^{※6}
		5 その他農業者の組織する団体 ^{※7}
		6 農業協同組合
		7 農業サービス事業体
		8 公社 ^{※2}

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者（以下「大手民間事業者」という。）を除く。

※2 地方公共団体が出資している法人をいう。

※3 集出荷・加工処理施設の再編合理化を目的に設立された協議会（次のアからエまでの要件をすべて満たすものをいう。）

ア 集出荷・加工処理を行う事業者であって、次に掲げる者のいずれかに該当するものが構成員となっていること。

(ア) 複数の事業者が合併し、設立した法人（契約の締結等により合併が確実にであると認められる合併前の事業者を含む。以下「合併後法人」という。）

(イ) 複数の事業者の出資により設立された法人又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立される団体

(ウ) 複数の事業者と集出荷・加工処理施設の再編と併せた農畜産物の集出荷・加工処理の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、集出荷・加工処理施設の機能向上・廃棄等を行う事業者

イ 再編協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした再編協議会の運営等に係る規約が定められていること。

ウ イの規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ 大手民間事業者が構成員となっていないこと。

※4 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8に規定する事業を行う法人をいう。

※5 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定される法人をいう。

※6 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定される団体をいう。

※7 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているもの。

別表2 攻めの農業実践緊急対策事業の対象となる事務費の範囲


区分	内 容
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ○ 外部専門家に対する旅費
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々雇用される雑役並びに事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む。）（※）
共済費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部専門家に対する謝金
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費） ○ 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ○ 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ○ 振込手数料
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4の5の事務の委託等 <p>ただし、委託料の中に賃金等の人件費がある場合は、欄外の通知（※）が適用される。</p>
雑費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収入印紙代 等

※ 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によること。

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

愛知県農業再生協議会
会長 殿

住所
〇〇地域農業再生協議会
会長 

攻めの農業実践緊急対策事業に係る地域事業計画の承認（変更承認・中止（廃止））について

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）第4の1の（2）のアの規定に基づき、攻めの農業実践緊急対策事業地域事業計画を作成した（変更したい・中止（廃止）したい）ので、関係書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 攻めの農業実践緊急対策事業地域事業計画書（別紙様式第1号別添）
・事業計画を変更・中止（廃止）する理由
（変更の場合）・変更箇所（事業計画の新旧対照表等、変更箇所を簡潔に記載した書類）

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書

市町村名：

事業実施主体名：〇〇地域協議会

事業実施年度：

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

--

取組の明細（個票）

協議会名		整理番号(注1)		分類(注2)	
取組名称					
当該取組に係る助成金額(注3)	金		円		
対象作物					
対象者					
助成上限額		助成率			
取組内容					
取組要件					
要件の確認方法					
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄には、仕入れに係る消費税相当額を減額した場合、仕入れに係る消費税相当額を減額して記入してください。

◎ 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第2項に規定する助成率の調整の有無

注: 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い、助成率等の調整を行った場合は、どのような調整(助成率を○%から○%に減、事業量を○割減など)を行ったか記入してください。

番 号
年 月 日

〇〇地域協議会
会長 殿

住 所
愛知県農業再生協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る地域事業計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった地域事業計画について、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）第4の1の（2）のウ（業務方法書（愛知県農業再生協議会）第5条第3項）の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業地域事業計画（以下単に「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 〇〇〇地域協議会長は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）（以下「業務方法書」という。）に従わなければならない。
- 4 〇〇〇地域協議会長は、計画に記載された取組に係る取組参加者又は共同申請者の取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認の際には、この助成金に係る実施要綱、実施要領及び業務方法書に従うことを条件としなければならない。
- 5 〇〇〇地域協議会長は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

愛知県農業再生協議会
会長 殿

住所
再編事業者
代表者名 ㊟

攻めの農業実践緊急対策事業に係る集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書の承認（変更承認・中止（廃止））について

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）第4の1の（3）のアの規定に基づき、集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書を作成した（変更したい・中止（廃止）したい）ので、関係書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（別紙様式第3号別添）
・事業計画を変更・中止（廃止）する理由
（変更の場合）・変更箇所（事業計画の新旧対照表等、変更箇所を簡潔に記載した書類）

攻めの農業実践緊急対策事業

集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン）

市町村名：

事業実施主体名：

事業実施年度：

第1 基本情報

事業実施期間	
事業実施主体名	
所在地(主たる事務所等)	
事業対象地区	
事業対象品目	
事業対象施設の区分	
再編合理化対象施設名	

注1:「事業対象施設の区分」欄には、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領(平成26年2月6日付け25生産第2970号)第2の2に掲げる施設名(乾燥調製施設、畜産処理加工施設等)を記載してください。

注2:「再編合理化対象施設名」欄には、本計画で再編合理化を行う施設名称を記載し、事業実施後に機能を集約させる施設については、施設名称の後に括弧書きで「機能集約施設」と記載してください。

第2 現状及び背景

1 事業対象地区における対象作物等の状況

	事業実施前年度実績	目標年度	備考
	(○年度)	(○年度目標)	
対象品目農家戸数			
対象品目栽培面積(単位)			
対象品目生産量(単位)			
対象品目販売額(単位)			
集出荷加工等施設数			
平均施設運営コスト又は利用料金(単位)			

注:「集出荷加工等施設数」欄には、本計画で再編合理化を行う施設区分と同様の機能を有する事業対象地区内の施設数について記載してください。

2 事業対象施設の利用状況等

	事業実施前年度実績 (○年度)	目標年度 (○年度目標)		備考
(機能集約施設)	利用農家戸数			
	対象品目名			
	年間計画処理量(単位)			
	年間処理量(単位)			
	利用率(%)			
	運営コスト又は利用料金(単位)			
	年間稼働日数			
	年間施設収支率(%)			
	利用農家戸数			
	対象品目名			
施設名称	年間計画処理量(単位)			
	年間処理量(単位)			
	利用率(%)			
	運営コスト又は利用料金(単位)			
	年間稼働日数			
	年間施設収支率(%)			
	利用農家戸数			
	対象品目名			
	年間計画処理量(単位)			
	年間処理量(単位)			
施設名称	利用率(%)			
	運営コスト又は利用料金(単位)			
	年間稼働日数			
	年間施設収支率(%)			
	利用農家戸数			
	対象品目名			
	年間計画処理量(単位)			
	年間処理量(単位)			
	利用率(%)			
	運営コスト又は利用料金(単位)			
年間稼働日数				
年間施設収支率(%)				

注:「年間施設収支率(%)」については、施設に係る収入(販売額、利用料金等)を施設収支率は年間の施設の稼働に係る支出(光熱費、人件費等)で除した率(%)としてください。

3 事業対象施設の取得年、所有者、国の補助事業の活用の有無

施設名称	取得年	所有者	活用した国の補助事業名	総事業費(うち国費)	残存耐用年数

注：国の補助事業を活用していない施設については、施設名称、取得年、所有者の欄のみを記載してください。

第3 事業対象施設等の現状及び再編利用後の状況

1 本計画の対象となる施設の再編合理化についての基本的な方針

注：現在の施設利用についての課題、実施地区で求められている施設利用のあり方、本事業を活用してどのような施設利用の合理化を図るのか、等について記載してください。

2 本計画の実施により期待される効果

注：本計画の実施により施設利用等においてどのような具体的な効果(農家の利用料金が○%低下、取扱品の規格統一による価格向上や上位等級の出荷量が○%増加、施設での取扱いロットの拡大による契約販売等の増加)が期待できるのか、等について記載してください。

3 本計画の実施後の機能集約施設の集出荷・加工コストの変化(kg、トンなど単位当たりコスト)

施設名	事業実施前集出荷・加工コスト(単位)	事業実施後集出荷・加工コスト(単位)	実施後の削減率	備考

注：事業実施後の削減率は1割以上の削減となるようにしてください。

第4 取組内容及び経費の内訳

1 取組内容、事業費等

分類	取組内容	事業実施時期	事業量(単価・単位・回数・面積等)	助成対象事業費	助成率	うち助成金	備考

注1: 「分類」欄には以下の分類のいずれかに該当する番号を記載してください。

- ①再編合理化に伴う機器・設備のリースによる導入
- ②再編合理化に伴う設備の廃棄
- ③検討会の開催等の推進活動

注2: 「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

2 事業実施の推進体制

注: 再編協議会が事業実施主体となる場合は協議会構成員及び各構成員の役割分担等についても記載してください。

3 その他(都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目等)

注1: 再編協議会が事業実施主体である場合は、要件確認ができる書類(協議会規約、事務・会計規程の写し等)を添付してください。

注2: 業務方法書第19条に定める事業実施状況報告の添付資料とする場合は、計画を事業実施後の状況に修正して添付してください。
なお、修正については、見直しや二段書きにして修正箇所がわかるようにしてください。

4 添付書類

- (1) 事業実施地区の位置図
- (2) 機械の規模決定根拠
- (3) 機械等の配置図、平面図、事業費の精算（概略設計）、見積書（3社以上）、導入機械のカタログ
- (4) 管理運営規定等
- (5) 収支計画
- (6) 農家意向調査結果

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（再編事業者） 殿

住 所
愛知県農業再生協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（以下「集出荷・加工処理合理化プラン」という。）について、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）第4の1の（3）のウ（業務方法書（愛知県農業再生協議会）第6条第5項）の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業集出荷・加工処理合理化プラン（以下単に「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 〇〇〇〇（再編事業者）は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）に従わなければならない。
- 4 〇〇〇〇（再編事業者）は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

攻めの農業実践緊急対策事業

**効率的機械利用体系構築事業
取組計画書兼取組参加者助成金申請書
(生産効率化プラン)**

市町村名：

助成申請者名：

事業実施年度：

別紙様式第5号

効率的機械利用体系構築事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（生産効率化プラン）

第1 生産効率化プランの具体的な内容

1 取組に参加する者

(1) 基幹的農作業に従事する農業者等（コントラクター、機械利用組合を含む）

番号	氏名又は名称			印
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		
各種計画等における役割	<input type="checkbox"/>	認定農業者		
	<input type="checkbox"/>	人・農地プランに位置付けられた中心経営体		
	<input type="checkbox"/>	その他（		
	<input type="checkbox"/>	その他（		

(2) 本プランに参加する農業者等

番号	氏名又は名称	印	高収益化プランへの参加の有無	有・無
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

番号	氏名又は名称	印	高収益化プランへの参加の有無	有・無
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

番号	氏名又は名称	印	高収益化プランへの参加の有無	有・無
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

番号	氏名又は名称	印	高収益化プランへの参加の有無	有・無
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

注：プランに参加する農業者を必要に応じて、欄を追加して全員記載すること

2 生産効率化の概要

(1) 合理化のタイプ

<input type="checkbox"/>	農地利用集積型	農地集積後に効率的な農業機械を導入し、効率化を図ります。
<input type="checkbox"/>	オペレーター型	農作業の一部をオペレーターに集約することで効率化を図ります。
<input type="checkbox"/>	機械共同利用型	効率的な農業機械を共同で導入し、効率化を図ります。

(2) 生産効率化に向けた取組の方針

--

注：対象品目について、機械作業等の集約、土地利用や農作業の集約などのような方針で効率化を図るか記載してください。

3 生産効率化に関する目標

対象作物	合理化目標	具体的削減項目

注：合理化目標は以下の考え方を基本に設定してください。

生産コスト削減率(%)

$$= ((\text{①地域の平均生産コスト(生産費調査等公的な統計データ)} - \text{②目標とする生産コスト}) / \text{①}) \times 100$$

$$= ((\text{①現在の生産コスト(取組に参加する全農家の生産コストの加重平均)} - \text{②目標とする生産コスト}) / \text{①}) \times 100$$

4 生産効率化に向けた具体的取組

(1) 作付体系の転換（基幹的農作業に従事する農業者等への作業面積の集約計画）

	番号	現状		取組後	
		作物名	面積	作物名	面積
基幹的農作業に従事する農業者等			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
本プランに参加する農業者等			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha

注：面積の欄はオペレーター型はオペレーターに作業集積する面積を記入してください。機械共同利用型は機械利用組合等に作業集積する面積を記入してください。

(2) 現在利用している農業機械の利用再編方針

	番号	農業機械名（型式）	主な用途	適用
基幹的農作業に従事する農業者等				用途変更 継続利用 処分
				用途変更 継続利用 処分
				用途変更 継続利用 処分
				用途変更 継続利用 処分
				用途変更 継続利用 処分
本プランに参加する農業者等				用途変更 譲渡 廃棄
				用途変更 譲渡 廃棄
				用途変更 譲渡 廃棄
				用途変更 譲渡 廃棄
				用途変更 譲渡 廃棄

注：生産効率化に伴い、既存の農業機械の利用をどう変更するのか記載してください。

(3) 新たに導入を希望する農業機械の概要

農業機械の種類	希望する性能	主な用途(必要となる理由)

注：生産効率化に伴い、新たにどのような機械の導入が必要となるのか記載してください。

第2 生産効率化プランの取組の総括表

申請書 番号	分類	整理番号	助成対象 事業費(円)	うち助成金申請 額(円)	備考

注1: 申請書番号の欄には取組参加者助成金申請書に記載した申請書番号を記載してください。

注2: 別添1取組参加者助成金申請書ごとに行を分けて記載してください。

注3: 「分類」の欄には以下の分類のいずれかに該当する番号を記入してください。

1:リース方式による機械等の導入の取組

2:リース方式による機械等の導入以外の取組

注4: 「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

別紙様式 5 号別添 1

効率的機械利用体系構築事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（生産効率化プラン）
（リース方式による機械等の導入の取組用）

取組参加者助成金申請書

年 月 日
申請書番号※ 1

〇〇地域農業再生協議会

会長 〇〇 殿

【基幹的農業者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー
住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒 ー
住所

電話番号

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 生産第 2970 号農
林水産省生産局長通知）第 4 の 2 の（1）の規定に基づき、別記のとおり申請します。

添付書類 別に定める特定高性能農業機械導入計画等の様式

別記

- 1 地域事業計画に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が〇〇協議会に返納します。
- 3 私は、本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 助成金申請額

金 円

※ 別紙様式第5号別添1-1個票の助成金申請額（リース）を記入してください。

5 取組の総括

(単位：円)

整理番号	取組名称	助成対象事業費	うち助成金申請額

注1：「取組名称」欄には、取組の明細（地域事業計画）の取組名称を記入してください。

注2：「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

- 6 私は、以下に記載された内容について同意します。
(以下の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。)

○【個人情報の取扱い】

農林水産省、愛知県農業再生協議会、地域協議会が、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画、取組計画書兼取組参加者助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用すること。

○〇〇地域農業再生協議会長又は愛知県農業再生協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。

○当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。

※1 申請書番号については、本生産効率化プランにおいて複数の取組参加者助成金等申請書を提出する場合は、それぞれの申請書が番号で区別できるよう適宜番号付けを行ってください。

整理番号〇 〇〇〇 取組計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	<small> 現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など) </small>				
リース期間	開始日～終了日 (※1)		~		(年)
	リース借受日から〇年間 (※2)	(年)			
リース物件取得見込額 (税抜き) [1]					(円)
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)
リース料助成申請額 [3]					(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税) [4]					(円)
機械利用者負担リース料 (税込み) [5]					(円)
リース物件保管場所					

- 注1: ※1及び※2については、いずれかを記入してください。
 注2: リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。
 A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内
 B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内
 注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。
 注4: 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を提出してください。

別紙様式第5号別添2

効率的機械利用体系構築事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（生産効率化プラン）
（リース方式による機械等の導入以外の取組用）

年 月 日
申請書番号※

取組参加者助成金申請書

〇〇地域農業再生協議会

会長 〇〇 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※ 代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー
住所

電話番号

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）第4の2の（1）の規定に基づき、別記のとおり申請します。

添付書類（農業機械をオーバーホール又は廃棄した場合）

- ・当該農業機械の耐用年数又は取得時期が分かる書類

別記

- 1 私は、地域事業計画に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 私は、この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた助成金を〇〇協議会に返納します。
- 3 助成金申請額

金 円

※ 別紙様式第5号別添2-1個票の助成金申請額（リース以外）を記入してください。

4 取組の総括

（単位：円）

整理番号	取組名称	助成対象 事業費	うち助成金 申請額	備考
計				

注1：「取組名称」欄には、取組の明細（地域事業計画）の取組名称を記入してください。

注2：「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

- 5 私は、以下に記載された内容について同意します。
（以下の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。）

○【個人情報の取扱い】

農林水産省、愛知県農業再生協議会、地域協議会が、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画、取組計画書兼取組参加者助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用すること。

- 〇〇地域農業再生協議会長又は愛知県農業再生協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。
- 当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。

注1： 申請書番号については、本生産効率化プランにおいて複数の取組参加者助成金等申請書を提出する場合は、それぞれの申請書が番号で区別できるよう適宜番号付けを行ってください。

整理番号〇 〇〇〇
取組計画書

リース方式による機械等の導入以外の取組

取組内容			助成対象 事業費 (円)	うち助成金 申請額(円)	備考※
具体的内容（廃棄する機械の名称、資材の名称、取組を行う地番等 具体的内容を記載）	面積又は員 数	単価			
合計					

注：「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

**高収益品目等導入支援事業
取組計画書兼取組参加者助成金申請書
(高収益プラン)**

市町村名：

助成申請者名：

事業実施年度：

生産効率化プランへの参加の有無	有 ・ 無
-----------------	-------

別紙様式第6号

高収益品目等導入支援事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（高収益プラン）

第1 高収益プランの具体的な内容

1 取組に参加する者

番号	氏名又は名称			印
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

番号	氏名又は名称			印
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

番号	氏名又は名称			印
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

番号	氏名又は名称			印
	代表者名		電話番号	
	住所	〒 —		

注) 取組に参加する者を必要に応じて欄を追加して全員記載すること

2 高収益品目等導入の概要

--

3 高収益品目等導入に関する目標

導入作物等	目標	具体的取組項目
	地域の農地の出し手農業者数〇人のうち、〇人の就農先を確保	

4 高収益品目等の導入に向けた具体的取組

(1) 導入品目の概要

	番号	現状		取組後	
		農業者名	面積	農業者名	面積
品目名			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
品目名			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha
			ha		ha

注：「面積」欄には、農業者別の作付面積を記入してください。

(2) 高収益品目等導入に必要な農業機械等の概要

農業機械の種類	希望する性能	主な用途(必要となる理由)

注：高収益化に伴い、新たにどのような機械の導入が必要となるのか記載してください。

(3) 高収益品目等導入に向けた課題と解決方向

品目名	課題	解決方法

第2 高収益プランの取組の総括表

申請書 番号	分類	整理番号	助成対象 事業費(円)	うち助成金申請 額(円)	備考

注1: 「申請書番号」欄には取組参加者助成金申請書に記載した申請書番号を記載してください。

注2: 別添1取組参加者助成金申請書ごとに行を分けて記載してください。

注3: 「分類」欄には、以下の分類のいずれかに該当する番号を記入してください。

1:リース方式による機械等の導入の取組

2:リース方式による機械等の導入以外の取組

注4: 「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

別紙様式第6号別添1

高収益品目等導入支援事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（高収益プラン）

（リース方式による機械等の導入の取組用）

取組参加者助成金申請書

年 月 日
申請書番号※

〇〇地域農業再生協議会

会長 〇〇 殿

【農業者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー
住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒 ー
住所

電話番号

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農
林水産省生産局長通知）第4の2の（2）の規定に基づき、別記のとおり申請します。

添付書類 別に定める特定高性能農業機械導入計画等の様式

別記

- 1 地域事業計画に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が〇〇協議会に返納します。
- 3 私は、本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 助成金申請額

金 円

※ 別紙様式第6号別添1-1個票の助成金申請額（リース）を記入してください。

5 取組内容

(単位：円)

整理番号	取組名称	助成対象事業費	うち助成金申請額

注1：「取組名称」欄には、取組の明細（地域事業計画）の取組名称を記入してください。

注2：「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

- 6 私は、以下に記載された内容について同意します。
(以下の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。)

○【個人情報の取扱い】

農林水産省、愛知県農業再生協議会、地域協議会が、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画、取組計画書兼取組参加者助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用すること。

〇〇〇地域農業再生協議会長又は愛知県農業再生協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。

〇当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。

注：申請書番号については、本生産効率化プランにおいて複数の取組参加者助成金等申請書を提出する場合は、それぞれの申請書が番号で区別できるよう適宜番号付けを行ってください。

整理番号〇 〇〇〇 取組計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	<small> 現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など) </small>				
リース期間	開始日～終了日(※1)		~		(年)
	リース借受日から〇年間(※2)	(年)			
リース物件取得見込額(税抜き) [1]					(円)
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)
リース料助成申請額 [3]					(円)
リース諸費用(金利・保険料・消費税) [4]					(円)
機械利用者負担リース料(税込み) [5]					(円)
リース物件保管場所					

- 注1: ※1及び※2については、いずれかを記入してください。
 注2: リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。
 A:[1]×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内
 B:([1]-[2])×1/2以内
 注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。
 注4: 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を提出してください。

別紙様式第6号別添2
高収益品目等導入事業 取組計画書兼取組参加者助成金申請書（高収益プラン）
（リース方式による機械等の導入以外の取組用）

年 月 日
申請書番号※

取組参加者助成金申請書

〇〇地域農業再生協議会

会長 〇〇 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※ 代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー
住所

電話番号

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）第4の2の（2）の規定に基づき、別記のとおり申請します。

別記

- 1 私は、地域事業計画に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 私は、この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた助成金を〇〇協議会に返納します。
- 3 助成金申請額

金 円

※ 別紙様式第6号別添2-1個票の助成金申請額（リース以外）を記入してください。

4 取組内容

（単位：円）

整理番号	取組名称	助成対象 事業費	うち助成金 申請額	備考
	計			

注1：「取組名称」欄には、取組の明細（地域事業計画）の取組名称を記入してください。

注2：「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

- 5 私は、以下に記載された内容について同意します。
（以下の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、印にレ点を必ずご記入ください。）

【個人情報の取扱い】

農林水産省、愛知県農業再生協議会、地域協議会が、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画、取組計画書兼取組参加者助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用すること。

- 〇〇〇地域農業再生協議会長又は愛知県農業再生協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。
- 〇当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。

注1： 申請書番号については、本生産効率化プランにおいて複数の取組参加者助成金等申請書を提出する場合は、それぞれの申請書が番号で区別できるよう適宜番号付けを行ってください。

整理番号〇 〇〇〇
取組計画書

リース方式による機械等の導入以外の取組

取組内容			助成対象 事業費 (円)	うち助成金 申請額(円)	備考※
具体的内容(資材の名称、取組を 行う地番等具体的内容を記載)	面積又は員 数	単価			
合計					

注:「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、共同申請者と連名で通知すること。

住 所
〇〇地域協議会
(都道府県協議会)
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金
申請書の承認について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書について、下記のとおり全部（又は一部）を承認しましたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第8条第5項（第6項）の規定に基づき通知します。

なお、取組参加者助成金の支払は、取組報告書兼助成金請求書の提出後、取組が確実に実施されたことを確認した後に行いますので申し添えます。

記

1 承認した取組及び助成額
整理番号〇 〇〇 金〇〇円
整理番号〇 〇〇 金〇〇円
助成額合計 金〇〇円

2 助成対象外とした取組（※2）
整理番号〇 〇〇
整理番号〇 〇〇

3 助成対象外とした理由（※2）
〇〇のため。

※ 助成対象外とした取組がない場合は、記載しなくてよい。

4 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき調整を行った場合の内容（※）

※取組参加者の優先順位、助成率の調整等を行っていない場合は、記載しなくてもよい。

5 助成金の対象となる事業及びその内容は、上記1のとおりです。

6 助成金の額及び助成対象経費は、上記1のとおりです。

7 貴殿は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知）、攻めの農業実践緊急事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）に従わなければなりません。

8 本通知に違反した場合（貴殿の責めに帰さない場合を除く。）又は事業中止した場合には、支払を受けた助成金を返納しなければなりません。

※以下、必要に応じて取組ごと等に用件を付すことができる。

（参考例）

9 本事業により導入した機械を、助成金の交付を受けた愛知県農業再生協議会長又は地域協議会長等の承認を受けることなく、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはいけません。

10 本事業により機械を導入するため締結したリース契約について、助成金の交付を受けた愛知県農業再生協議会長又は地域協議会長等の承認を受けることなく、中途解約を行ってはいけません。

11 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、共同申請者と連名で通知すること。

住 所
〇〇地域協議会
(都道府県協議会)
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金
申請書の審査結果について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書については、残念ながら本事業の助成の対象となりませんでしたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第 8 条第 5 項（第 6 項）の規定に基づき通知します。

記

助成の対象外とした理由

(例)

本事業の申請が事業計画額を超過し、別添の「取組参加者の優先順位」に従い、助成対象の順位付けを行った結果、助成対象外となったため。

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第〇項に規定する事業要件を満たしていないため。

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会
会長 殿

住所
取組参加者等
代表名 ㊟

攻めの農業実践緊急対策に係る効率的機械利用体系構築事業取組計画書（高収益品目等導入支援事業取組計画）兼取組参加者助成金申請書の変更承認（中止（廃止））について

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）の第4の2の（1）のウ[（2）のウ]の規定に基づき、年月日付け第号で承認を受けた効率的機械利用体系構築事業取組計画書〔高収益品目等導入支援事業取組計画〕兼取組参加者助成金申請書を変更（中止（廃止））したいので、関係書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 効率的機械利用体系構築事業取組計画書〔高収益品目等導入支援事業取組計画〕兼取組参加者助成金申請書（別紙様式第5号（6号）別添）
・事業計画を変更・中止（廃止）する理由（様式任意）
（変更の場合）・変更箇所（事業計画の新旧対照表等、変更箇所を簡潔に記載した書類）

注）〔 〕内は、高収益品目等導入支援事業取組計画兼取組参加者助成金申請書の変更・中止（廃止）を申請する場合。

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、共同申請者と連名で通知すること。

住 所
〇〇地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金
申請書の承認について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書の
変更について、下記のとおり全部（又は一部）を承認しましたので、攻めの農業
実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第9条第2項の規定に基
づき通知します。

なお、取組参加者助成金の支払は、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提
出後、取組が確実に実施されたことを確認した後に行いますので申し添えます。

記

- 1 変更承認した取組及び助成額
整理番号〇 〇〇 金〇〇円（ 円）
整理番号〇 〇〇 金〇〇円（ 円）
助成額合計 金〇〇円（ 円）
（（ ）内は変更前の助成額）
- 2 中止（廃止）した取組（※1）
整理番号〇 〇〇
整理番号〇 〇〇
- 3 助成金の対象となる事業及びその内容は、上記1のとおりです。
- 4 助成金の額及び助成対象経費は、上記1のとおりです。
- 5 貴殿は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日
付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知）、攻めの農業実
践緊急事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農
林水産省生産局長通知）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛
知県農業再生協議会）に従わなければなりません。
- 6 本通知に違反した場合（貴殿の責めに帰さない場合を除く。）又は事業中
止した場合には、支払を受けた助成金を返納しなければなりません。

※以下、必要に応じて取組ごと等に用件を付すことができる。

(参考例)

- 7 本事業により導入した機械を、助成金の交付を受けた愛知県農業再生協議会長又は地域協議会長等の承認を受けることなく、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはいけません。
- 8 本事業により機械を導入するため締結したリース契約について、助成金の交付を受けた愛知県農業再生協議会長又は地域協議会長等の承認を受けることなく、中途解約を行ってはいけません。
- 9 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、共同申請者と連名で通知すること。

住 所
〇〇地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金
申請書に係る変更承認の審査結果について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書の変更については、審査した結果、不承認となりましたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

変更を不承認とした理由

番 号
年 月 日

愛知県農業再生協議会
会長 殿

住 所
〇〇地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の概算払請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第 1 1 条の規定に基づき、助成金を概算払により交付されたく、下記のとおり請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： 金 _____ 円（①＋②＋③）

（既請求額： 金 _____ 円
内事務費： 金 _____ 円）

〔請求額の内容〕

① 地域事業計画分

金 _____ 円

② 地域協議会の事務費（事務費を設定している協議会に限る。）

金 _____ 円

③ 県協議会の取組に係る事務費

金 _____ 円

（注 1）請求額の計算の基礎となった資料及び交付要件の確認資料を提示すること。

（注 2）既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

（注 3）経理事務の処理体制（公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること）が分かる資料を添付すること（既存の資料でも可）。

2 振込先

（注）振込口座番号等が確認できる書類（通帳の写し等）を添付すること。

攻めの農業実践緊急対策事業取組報告書兼取組参加者助成金請求書

〇〇 地域農業再生協議会

会長 〇〇 殿

【取組参加者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒

—

住所

電話番号

※導入する機械等によってリース事業者が異なる場合は、リース事業者ごとに本様式を作成して下さい。

承認を受けた取組計画書兼助取組参加者成金申請書に基づき事業を実施しましたので、別記のとおり報告します。

併せて攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第12条の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

添付書類

- ・取組参加者助成金申請書の写し
(軽微な変更があった場合は変更内容を、写しの変更箇所に加筆すること。)
- ・承認通知の写し
- ・3社以上の農業機械の見積書（リース事業者宛て）の写し
- ・リース契約書の写し
- ・リース事業者が農業機械を購入した時の購入金額が確認できる書類（請求書等の写し）
- ・取組参加者が、リース機械を受け取ったことを確認できる書類（借受証等の写し）
- ・取組を行ったことが確認できる書類（作業日誌及び生産記録）※
※本請求書の提出時に添付ができない場合は、後日の提出でも可。ただし、取組完了後、直ちに提出しなければならない。

別記

1 助成金請求額

金 円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組名称	助成対象事業費		備考
				うち助成金	
合計					

注1: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

注2: 「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

注3: 「取組名称」欄には、取組の明細(地域事業計画)の取組名称を記入してください。

3 助成金振込口座先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)												
金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード (数字3ケタ)				支店名								
預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)							口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 別段		<input type="checkbox"/> 通知						
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号 (6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)						
1					※							1
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

4 私は、以下に記載された内容について同意します。

※ その内容について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。

【個人情報の取扱い】

農林水産省、愛知県農業再生協議会、地域協議会が、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画、取組報告書兼取組参加者助成金請求書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用すること。

本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用に務めること。

攻めの農業実践緊急対策事業取組報告書兼取組参加者助成金請求書

〇〇 地域協議会

会長 〇〇 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

住所

承認を受けた取組計画書兼取組参加者助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、別記のとおり報告します。

併せて攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第12条の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

添付書類

○必須書類

- ・取組参加者助成金申請書の写し
(軽微な変更があった場合は変更内容を、写しの変更箇所に加筆すること。)
- ・承認通知の写し

○資材を購入した場合

- ・3社以上の見積書（取組参加者宛て）の写し
- ・取組参加者が、資材を受け取ったことを確認できる書類（納品書等の写し）
- ・購入金額が確認できる書類（領収書又は請求書等の写し）
- ・取組を行ったことが確認できる書類（作業日誌及び生産記録）※
※本請求書の提出時に添付ができない場合は、後日の提出でも可。ただし、取組完了後、直ちに提出しなければならない。

○農業機械をオーバーホールした場合

- ・オーバーホールに要した費用が分かる書類（請求書等の写し）
- ・オーバーホールした機械を受け取ったことが分かる書類（納品書等の写し）

○農業機械を廃棄した場合

- ・廃棄したことを証明することができる書類

○検討会等を開催した場合

- ・取組を行ったことを確認できる書類（会議資料等）
- ・支出使途及び支出金額が確認できる書類（請求書又は領収書等の写し）

○作業委託をした場合

- ・委託契約書の写し
- ・作業労賃が支払われたことを確認できる書類（領収書等の写し）
- ・取組を行ったことが確認できる書類（作業日誌及び生産記録）※
※本請求書の提出時に添付ができない場合は、後日の提出でも可。ただし、取組完了後、直ちに提出しなければならない。

別記

1 助成金請求額

金 円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組名称	助成対象事業費		備考
				うち助成金	
合計					

注1: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

注2: 「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

注3: 「取組名称」欄には、取組の明細(地域事業計画)の取組名称を記入してください。

3

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)											
金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名							
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金							
支店コード (数字3ケタ)				支店名							
預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)						口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 別段		<input type="checkbox"/> 通知					
口座名義人											
フリガナ											
漢字											
ゆうちょ銀行											
記号 (6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)					
1				※						1	
口座名義人											
フリガナ											
漢字											

4 私は、以下に記載された内容について同意します。

※ その内容について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。

○【個人情報の取扱い】

農林水産省、愛知県農業再生協議会、地域協議会が、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画、取組報告書兼取組参加者助成金請求書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用すること。

○ 本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用に務めること。

愛知県農業再生協議会
会長 殿

住 所
〇〇〇地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成金の請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第13条第1項の規定に基づき下記のとおり助成金を請求する。
（なお、取組参加者への支払は愛知県農業再生協議会から直接支払い願いたい。）

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： _____ 金 _____ 円（①＋②＋③）

（既請求額： _____ 金 _____ 円
 内事務費 金 _____ 円）

〔請求額の内容〕

① 地域事業計画分

_____ 金 _____ 円

② 地域協議会の取組に係る事務費
（事務費を設定している協議会に限る。）

_____ 金 _____ 円

③ 県協議会の取組に係る事務費

_____ 金 _____ 円

2 振込先

※振込口座番号等が確認できる書類（通帳の写し等）を添付すること。

（注1）承認をうけた地域事業計画の写しを添付すること。

（注2）今回請求額の計算の基礎となった資料（取組報告書兼取組参加者助成金請求書等）及び取組要件の確認資料を提示すること。

（注3）既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

（注4）経理事務の処理体制（公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること）が分かる資料を添付すること（既存の資料でも可）。なお、既に概算払請求時に提出済の場合は不要。

（注5）業務方法書第14条第1項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払を希望する場合は、本文括弧書きを記載し、取組参加者への振込先等を一覧表等に整理して添付すること。

愛知県農業再生協議会
会長 殿

住 所
〇〇〇〇 (再編事業者)
代表者 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成金の請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第13条第3項の規定に基づき下記のとおり協議会等助成金を請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

請求額： _____ 金 _____ 円

2 振込先

※振込口座番号等が確認できる書類（通帳の写し等）を添付すること。

（注1）承認をうけた集出荷・加工処理合理化プランの写しを添付すること。

（注2）請求額の根拠資料（領収書、リース契約書等）及び取組要件の確認資料を提示すること。

（注3）経理事務の処理体制（公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること）が分かる資料を添付すること（既存の資料でも可）。

（注4）検査調書の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

愛知県農業再生協議会
会長 殿

住 所
〇〇地域協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成金の返還について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第15条第5項の規定に基づき下記のとおり助成金（事務費）を返還する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回返還額： _____ 金 _____ 円

（既返還額： _____ 金 _____ 円）

番 号
年 月 日

〇〇地域農業再生協議会
会長 殿

住 所
愛知県農業再生協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で請求のあった攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成額については、下記のとおり交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第14条第1項の規定に基づき通知する。

記

攻めの農業実践緊急対策事業

今回交付額： _____ 金 _____ 円（①＋②＋③＋④）

（既交付額： _____ 金 _____ 円
内事務費 金 _____ 円）（注1）

〔交付額の内容〕

① 地域事業計画分

_____ 金 _____ 円

② 地域協議会の取組に係る事務経費
（事務費を設定している協議会に限る。）

_____ 金 _____ 円

③ 県協議会の取組に係る事務経費

_____ 金 _____ 円

④ 取組参加者への直接支払額（注2）

_____ 金 _____ 円

助成対象外額及び助成対象外となった理由（注3）

_____ 金 _____ 円

理由：

（注1）既交付額に記載する額は、今回交付額は除くこと。

（注2）業務方法書（愛知県農業再生協議会）第14条第1項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払を行った場合に記載すること。

（注3）請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記載不要。

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（再編事業者） 殿

住 所
愛知県農業再生協議会
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で請求のあった攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成額については、下記のとおり交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（愛知県農業再生協議会）第14条第3項の規定に基づき通知する。

記

攻めの農業実践緊急対策事業

今回交付額： _____ 金 _____ 円

助成対象外額及び助成対象外となった理由（注1）

_____ 金 _____ 円

理由：

（注1）請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記載不要。

〇〇 〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、共同申請者と連名で通知すること。

住所

〇〇地域協議会
(愛知県農業再生協議会)

会長

印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組参加者助成額の通知について

平成〇年〇月〇日付けで(〇〇〇地域協議会へ(注1))提出のあった取組報告書兼取組参加者助成金請求書の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書(愛知県農業再生協議会)第14条第2項(第1項)に基づき、通知します。

記

1 助成金交付額

今回交付額 金 円
 (既交付額) 金 円

(注) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除きます。

2 助成金交付額の内訳

整理番号	分類	取組名称	助成対象事業費	うち助成金	備考
合計					

注1: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

注2: 「取組名称」欄には、取組の明細(地域事業計画)の取組名称を記入してください。

注3: 「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

3 助成金交付対象外額及びその理由(注2)

助成金交付対象外額: 金 円
 助成対象外となった理由:

注1: 業務方法書(愛知県農業再生協議会)第14条第1項ただし書きにより、愛知県協議会長が取組参加者へ直接支払いを行う場合は、本文括弧内の下線部分を記載すること。

注2: 助成金請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記入は不要。

愛知県農業再生協議会

会長 ○○ 殿

住所
○○地域協議会
(○○○○(再編事業者))
会長(代表者) 印

攻めの農業実践緊急対策事業実施状況報告書

攻めの農業実践緊急対策事業実施状況の報告について、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書(愛知県農業再生協議会)第19条に基づき、別添※のとおり報告する。

※ 別添については、愛知県農業再生協議会長より承認を受けた事業計画書について、事業実施後の内容に修正したものを実施状況報告書として添付すること。なお、修正については、見え消し又は二段書きなど修正箇所がわかるよう記載すること。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画実施状況報告書

市町村名：

事業実施主体名：〇〇地域協議会

事業実施年度：

取組の明細（総括表）

地域協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組名称	助成対象事業費	助成率	助成金	備考
合計						

- 注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。
 注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。
 「1」機械利用体系の効率化に向けた取組
 「2」高収益品目等の導入に向けた取組
 「3」取組に係る事務経費
 注3：「取組内容」欄には、個票の取組名称を記入してください。
 注4：「助成対象事業費」欄には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した仕入れに係る消費税相当額を減額して記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。
 優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

--

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

--

注：攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

攻めの農業実践緊急対策事業

集出荷・加工処理体制合理化推進事業実施状況報告書

市町村名：

事業実施主体名：

事業実施年度：

第1 基本情報

事業実施期間	
事業実施主体名	
所在地(主たる事務所等)	
事業対象地区	
事業対象品目	
事業対象施設の区分	
再編合理化対象施設名	

注1: 「事業対象施設の区分」欄には、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領(平成26年2月6日付け25生産第2970号)第2の2に掲げる施設名(乾燥調製施設、畜産処理加工施設等)を記載してください。

注2: 「再編合理化対象施設名」欄には、本計画で再編合理化を行う施設名称を記載し、事業実施後に機能を集約させる施設については、施設名称の後に括弧書きで「機能集約施設」と記載してください。

第2 現状及び背景

1 事業対象地区における対象作物等の状況

	事業実施前年度実績 (○年度)	事業実施後実績		目標年度		備考
		(○年度)	(○年度)	(○年度目標)	(○年度実績)	
対象品目農家戸数						
対象品目栽培面積(単位)						
対象品目生産量(単位)						
対象品目販売額(単位)						
集出荷加工等施設数						
平均施設運営コスト又は利用料金(単位)						

注: 「集出荷加工等施設数」欄には、本計画で再編合理化を行う施設区分と同様の機能を有する事業対象地区内の施設数について記載してください。

2 事業対象施設の利用状況等

	事業実施前年度実績 (○年度)	事業実施後実績		目標年度		備考
		(○年度)	(○年度)	(○年度目標)	(○年度実績)	
(機能 施設集 約施設 名称)	利用農家戸数					
	対象品目名					
	年間計画処理量(単位)					
	年間処理量(単位)					
	利用率(%)					
	運営コスト又は利用料金(単位)					
	年間稼働日数					
	年間施設収支率(%)					
	利用農家戸数					
	対象品目名					
	年間計画処理量(単位)					
	年間処理量(単位)					
	利用率(%)					
	運営コスト又は利用料金(単位)					
施設名称	年間稼働日数					
	年間施設収支率(%)					
	利用農家戸数					
	対象品目名					
	年間計画処理量(単位)					
	年間処理量(単位)					
	利用率(%)					
	運営コスト又は利用料金(単位)					
	年間稼働日数					
	年間施設収支率(%)					
	利用農家戸数					
	対象品目名					
	年間計画処理量(単位)					
	年間処理量(単位)					
利用率(%)						
運営コスト又は利用料金(単位)						
年間稼働日数						
年間施設収支率(%)						

注: 「年間施設収支率(%)」については、施設に係る収入(販売額、利用料金等)を施設収支率は年間の施設の稼働に係る支出(光熱費、人件費等)で除した率(%)としてください。

3 事業対象施設の取得年、所有者、国の補助事業の活用の有無

施設名称	取得年	所有者	活用した国の補助事業名	総事業費(うち国費)	残存耐用年数

注： 国の補助事業を活用していない施設については、施設名称、取得年、所有者の欄のみを記載してください。

第3 事業対象施設等の現状及び再編利用後の状況

1 本計画の対象となる施設の再編合理化についての基本的な方針

注： 現在の施設利用についての課題、実施地区で求められている施設利用のあり方、本事業を活用してどのような施設利用の合理化を図るのか、等について記載してください。

2 本計画の実施により期待される効果

注： 本計画の実施により施設利用等においてどのような具体的な効果(農家の利用料金が〇%低下、取扱品の規格統一による価格向上や上位等級の出荷量が〇%増加、施設での取扱いロットの拡大による契約販売等の増加)が期待できるのか、等について記載してください。

3 本計画の実施後の機能集約施設の集出荷・加工コストの変化(kg、トンなど単位当たりコスト)

施設名	事業実施前集出荷・加工コスト(単位)		事業実施後集出荷・加工コスト(単位)		実施後の削減率	備考
	集出荷	加工	集出荷	加工		

注： 事業実施後の削減率は1割以上となるようにしてください。

第4 取組内容及び経費の内訳

1 取組内容、事業費等

分類	取組内容	事業実施時期	事業量(単価・単位・回数・面積等)	助成対象事業費	助成率	うち助成金	備考

注1: 「分類」欄には以下の分類のいずれかに該当する番号を記載してください。

- ①再編合理化に伴う機器・設備のリースによる導入
- ②再編合理化に伴う設備の廃棄
- ③検討会の開催等の推進活動

注2: 助成対象事業費には、当該助成金の仕入れに係る消費税相当額を減額した額を記入してください。

2 事業実施の推進体制

注: 再編協議会が事業実施主体となる場合は協議会構成員及び各構成員の役割分担等についても記載してください。

3 その他(都道府県知事が計画の審査を行うに当たって必要とする項目等)

注1: 参考資料として当該地域の地図を添付してください。

注2: 再編協議会が事業実施主体である場合は、要件確認ができる書類(協議会規約、事務・会計規程の写し等)を添付してください。

注3: 業務方法書第18条に定める事業実施状況報告の添付資料とする場合は、計画を事業実施後の状況に修正して添付してください。

なお、修正については、見直しや二段書きにして修正箇所がわかるようにしてください。